

日本古代における武官の武芸

—弓射の位置付けから考える—

染井千佳*

1. はじめに

本論では日本古代の武官の武芸、特に弓射に着目して諸外国との比較や時代的変遷からその特徴を探った。通説では、西洋の騎士身分は弓の使用を忌避したが、中国王朝や朝鮮半島諸国家をはじめとする東アジアでは支配者層の素養であったために忌避されることはなかった。日本の弓射は中国の伝統を受け継ぎ、朝廷で弓射を用いる儀礼を天皇が観覧するなど独自の位置付けを持ち、武官が射手として参加することも多かった。

このような日本の弓射を、武官との関係から考察することが本論の目的である。

2. 弓の意味

まず日本における弓射の位置付けを考えるために、近代日本に來日した外国人の反応を挙げる。オイゲン・ヘリゲルは戦前に阿波研造より弓道を学んだ人物で、日本の弓射¹を極めて精神的なもの、日本文化の発露であると高く評価した²。

ヘリゲルの弓射観の背景にあると考えられる西洋の弓射は、騎士身分が手加減の出来ない飛道具(弓・弩など)を忌避し、槍・剣による白兵戦を重視したことから、日本ほど重視されない技術であったと思われる。無論、西洋においても戦闘における飛道具の有効性は知られており、非キリスト教徒相手の戦闘や、傭兵の武器としてはた

びたび使用され、重用されてきた。近年西洋における弓射(特に騎馬弓兵)を分析された堀越氏は、十一世紀までは騎馬の弓兵が存在したことを指摘されている³。堀越氏は、弓が騎士身分の武器として忌避された理由を、カトリック教会が十一世紀以降にたびたび弓・弩を忌避する禁令をだしたことにあると指摘された⁴。

一方の東洋、特に日本の属する東アジアにおける弓の扱いはどうであろうか。東アジアでは中国の影響が大きく見られるが、古代中国では弓を士大夫以上の素養である六芸のひとつに数え⁵、貴族身分が弓射儀礼に参加する事例がみられる⁶。支配階級が自らの素養と位置づけているため、東アジアにおいては弓射への蔑視は存在しないと言える。日本の弓射儀礼の淵源は古代中国にあり、弓射への意識も同様に受容したであろう⁷。

以上、東西の弓射への意識をみるに、西洋ではキリスト教の影響を受けて弓の使用を蔑視する傾向があり、中国を中心とした東アジア的な思想の下では弓を貴族層の素養として受け入れたために蔑視は存在しなかった。中国的な価値観を受け継いだ日本でも弓を蔑視するという意識はなく、貴族を始めとする支配者階層に弓の使用を受け入れる土壌があったことが指摘できる。

3. 古代日本の武官と弓—奈良・平安・院政期—

まず奈良時代の弓射儀礼であるが、射礼⁸・五月五日節会の騎射⁹がある。注意すべきは、射礼に文官が参加する点である。大日方克己氏は奈良

*お茶の水女子大学大学院院生

時代の弓射儀礼を、射を媒介にして日本的な礼的秩序が具現化する儀式と述べた¹⁰。当時の日本における武官制度は一台五衛府制度¹¹をとり、辺境の争乱には軍団兵士が派遣されていた。このうち兵士について、養老軍防令13条は校尉に「便_レ於弓馬_ニ者」を充てるとした¹²。奈良時代において、弓射は文官にも必須の能力であり、弓射儀式は天皇への奉仕の一環であったと言える。

次に、平安時代、特に摂関期の武官と弓射儀礼はどうだったであろうか。この時期の弓射儀礼には射手が親王以下初位以上の参加から衛府官人へ変わった射礼、その翌日の賭弓¹³、殿上賭弓¹⁴、騎射（近衛府騎射手結）、弓場始があった。武官は何度かの変遷を経て、六衛府制度と検非違使へと変わった¹⁵。このうち儀礼に奉仕するのは主に近衛府官人で、弓馬に習熟した者から選定することとされていた¹⁶。また摂関期の特徴として、「能射」への評価がある。能射とは弓の腕前が上手であることを評価した言葉として使われており、しばしば下級武官が出世する際に¹⁷能射であることが推薦の理由として挙げられている¹⁸。以上のことから、奈良時代は文武官ともに参加する奉射儀礼であったものが、平安時代には武官の儀式となり、武官の資質に弓射が重視されるようになっていたと言える。

最後に、院政期の武官と弓射について考察したい。院政期の弓射儀礼のほとんどは摂関期と同じである。だが開催回数が減り、記録もほとんど残されず、参加者の具体的な氏名や推薦理由は不明なことがほとんどで、かろうじて衛府官人が参加していることは判明する程度である。その武官についても、摂関期ではしばしば見られた能射への褒賞が減少し、隨身本主（主人）の推薦による出世が増加している¹⁹。個人の技量ではなく、本主からの推薦による任命が増加したことから、近衛府武官としての出世が個人の技術・資質ではなく、隨身であればその本主（院・摂関家）との関係が重視されるようになったと言える。

日本古代における弓射は当初、文武問わず貴族層の素養であったが、次第に武官の技能となり、年中行事でその腕前を披露し、また武官の資質として重視されていたことから出世にも関わるようになったことが解る。しかし、院政期になると弓射技術で出世するものが減少する。これは、摂関期から院政期における社会情勢の変化²⁰にも関わる問題であるので一概に結論を出すことは出来ないが、では、こういった動きの中で弓射の位置付けは低下したのだろうか。次節は中世以降の位置付けから、弓射の価値を考える。

4. 武士の発生と弓射

日本の古代と中世で大きく異なるのは武士の存在であろう。十世紀半ば以降に成立・台頭する武士は戦闘集団であり、当然そこでは武芸が重視される。武士と武官の関係を、特に近衛武官の武芸が武士に伝わったと述べたのは高橋氏²¹であり、今後検討すべき課題であるが、ここでは武士身分から近衛府武官になるものはまずいない点を指摘しておきたい。

では武士の武芸とはどのようなものがあったであろうか。それを考える上で参考になるのは「天下第一武者」と称される『新猿楽記』中君夫²²である。書き上げられた技術のほとんど全てが弓射法であり、中君夫を称揚して引用される先人は弓の名手である養由と解鳥²³である。このことから、武士身分の技能に弓が重視されていたことが言える。

実戦での弓射はどのような位置付けをされたであろうか。前九年合戦（1051）を題材とした『前九年合戦絵巻』では、官軍も賊軍である安倍氏も馬上から弓をつがえて射ている。同合戦の軍記である『陸奥話記』でも、源義家への評価として弓の技量があげられている。

このような評価が著しいと思われるのは、義家の子孫である源為朝である。軍記である『保元物

語』において、為朝は弓手（左手）が馬手（右手）よりも四寸長かったと弓射に有利な描写が見られる。このようなことから、弓射の強さが武士個人の強さの基準に用いられていたことが言える。

源平合戦頃までは合戦の主力として弓が用いられ、武士の強さを表す基準となっていた。ここで、弓射技術による評価は武士への評価²⁴へと移行したことが指摘出来るであろう。武官の弓射による活躍は見えなくなるが、弓射の価値自体は武士の強さを表す指標となり、その価値を保ち続けていた。

5. おわりに

弓射を軽視し、騎士身分の武器と認めない西洋と違い、日本では中国における位置づけを受け入れ、貴族層の素養として受容した。その後、弓射は年中行事を通じて武官の素質として重視され、その成績は出世にも関わるものとなった。しかし院政期になると年中行事そのものが衰退するだけでなく、出世には本主との関係が重視されるようになり、武官の評価基準としての価値は低下した。だが日本においては西洋のように弓射を軽視することなく、武士の個人的な技量を表す評価基準へと移行し、その価値を低下させることはなかった。日本の武士と西洋の騎士を一概に比較することは出来ないが、戦士身分の弓射に対する意識の違いは、日本においては武官の技術として重視されていたことから弓射技術への蔑視が存在せず、むしろ重視されていたことが特徴であると言える。

また、日本では現存する民俗行事にも弓を使う場合が多く、古代からその価値が認められていた²⁵。この点は弓射の持つ呪術性への検討が必要であると思うが、今後の課題としたい。

注

1 日本近代の弓射は室町期に成立した小笠原流の

伝統を引き、必ずしも古代・中世前期の有り様を継承していない。

2 オイゲン・ヘリゲル述、柴田治三郎訳『日本の弓術』、岩波文庫、1982。元の講演は1936年。

「……日本人の考え方によれば、弓を射る「術」とは、主として肉体的な修練によってだれでも多少は会得することのできるスポーツの能力、すなわち「中たり矢」がその標準と考えられるような能力ではなく、それとは別の、純粹に精神的な鍛錬に起源が求められ、精神的な中に目的が存する能力、したがって射手は実は自分自身を射るに、かつその際おそらく自分自身を射中てるような能力を意味している。……この弓術特有の精神は、弓を射ることが血なまぐさい対決に役立つものとする必要がなくなって以来、いっそう明白になって来たということ、すなわちこの精神は後にこじつけたものではなく、昔から弓術に結びついていたものごとである。」

3 堀越宏一「中世ヨーロッパにおける騎士と弓矢」（小島道裕編『武士と騎士—日欧比較中近世史の研究—』所収、思文閣、2010）。

4 堀越氏前掲論文。1119年第二回ラテラノ公会議決議第29条では「致命的であり、神にとっても憎むべき弩兵と弓兵の技」のキリスト教徒への使用禁止が定められ、この後も同様な禁令が出されたという。

5 『周礼』地官司徒「以郷三物教萬民而賓興之、……三曰六芸、礼、楽、射、御、書、数」

6 大日方克己『古代国家と年中行事』、吉川弘文館、1993。

7 日本では現在まで続けられる民俗行事に弓を用いたものが多く見られ、破魔矢のように魔除けの意味を持つことも多い。この点は伊場遺跡（静岡）や柴遺跡（兵庫）出土木簡の中に弓に魔除けの意味を持たせたものが幾つか発掘されていることから、古くから続く価値観であったと思われる。先行研究では高橋昌明氏（『武士の成立—武士像の創出』、東京大学出版会、1999）が武具の持つ呪術性について触れている。

8 一月十七日奉射儀礼（的中を競うものではない）当初は親王以下初位以上が参加した。

9 駒牽・菖蒲献上・走馬・雑芸・奏楽からなる儀式次第のうちの一つ。近衛・兵衛官人が馬上から射る。

10 前掲大日方氏論文。

11 弾正台（司法）／左右近衛府・左右衛士府・衛門府。

12 『養老軍防令』13。

凡軍団大毅大毅。通取_二部内散位。勲位。及庶人武

- 芸可_レ称者_一充。其校尉以下。取下庶人便_一於弓馬_一者_一為之。主帳者。取_下工_一於書算_一者_一為之。
- 13 将監以下の近衛・兵衛官人が的中を競う。
- 14 天皇が出御・御覧の上、射手に王卿が加わる。
- 15 左右近衛府／左右衛門府／左右兵衛府／檢非違使（令外官）
- 16 『延喜式』擬近衛式『『延喜式』擬近衛式
「凡擬_一近衛_一者。預選_下定便_一習_一弓馬_一者。入色卅人已下白丁十人已下_一。修_レ奏進_一内侍_一。奏訖即遣_一勅使_一試_一其才_一芸。騎射一尺五寸的。皆中者為_一及第_一。歩射卅六步十箭。中_レ的_一四已上者為_一及第_一。若一箭不_レ中_レ皮者。以_一二_一的_一。准折。」
- 17 近衛府の府生奏に見られる。府生とは近衛下級武官の中では将監・将曹に続く地位であり、その下には番長がある。
- 18 具体的には『小右記』長元元年（1028）八月二十三日条「宰相中将兼経（藤原）以_一将曹正方_一（紀）、以_一隨身近衛惟宗為武_一有_下可_レ補_一府掌_一之消息_一、先日有_一消息_一、已及_一兩度_一、件男能射矢数者也、亦無_一府掌_一、所_レ申可_レ然、前日補_一物節_一之間無_一此消息_一、然而依_レ有_一頻消息_一、以_一事趣_一示_一遣_一權中将隆国（源）、返事云、被_レ定_一補物節_一之間可_レ申者也、而経_一数日_一令_レ申、頻無_一便宜_一、然而件為武奉_一仕賭射_一有_一矢数_一者也、亦無_一府掌_一、殊被_一補任_一無_一殊難_一乎者、後日可_レ補由仰_一正方_一了、（賭射で能射であった隨身近衛・惟宗為武を、本主である宰相中将・藤原兼経が府掌に推薦。時期が遅れていたが「奉仕賭射有矢数者也」と後日の推薦を認める）」・『小右記』寛仁三年（1019）二月十一日条「隨身番長身人部保重数年騎射一手、亦為_一隨身_一、亦先年前太相府（藤原道長）乘_一醉有_一可_レ任_一府生_一之命_一、彼間保重在_一伊予国_一、仍不_レ能_一承從_一、去年須給_一府生奏_一、而多事之間不_レ知_一案内_一之者無_レ便_一召仕_一、因_レ之于今遲_一留、府生關二人、先請_一任保重_一之後相定而已、（撰政（頼通）隨身番長・身人部保重を「数年騎射一手、亦為隨身、亦先年前太相府乘醉有可任府生之命」と府生に推薦する）」などである。なお『小右記』にみえる他の府生奏に関しては拙稿「平安時代の武芸—『小右記』にみえる近衛府下級官人と弓馬儀礼（USC共同ゼミ）—」〈大学院教育改革支援プログラム「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」活動報告書〉平成21年度学内教育事業編、2009。
- 19 前述した府生奏については、管見の限りでは『殿曆』永久二年（1114）七月三日条「三日、丙子、天晴、今朝余（藤原忠実）番長季俊（下毛野）、依_一院仰_一令_レ補_一府生_一、（白河上皇の命で、番長下毛野季俊が府生に任命される）」のみが該当している。なお、

- 府生奏以外で弓射と関わりが深いと思われる武官の役目に相撲節会の部領使があるが、その点は拙稿（「平安時代の部領使について」〈人間文化創成科学論叢〉12、2010）で触れたので今回は省略している。
- 20 一般に、院政期では官職よりも家格を重視する傾向があると言われる。ここでは随身の個人的能力よりも、隨身を得た摂関家・院の任命権が重要視されることをいう。院政期の特徴としては近年、本郷恵子氏による概説書を得た。（本郷恵子『京・鎌倉 ふたつの王権』、小学館、2008）。
- 21 前掲、高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』、東京大学出版会、1999。
- 22 藤原明衡著（十一世紀初頭に成立か）。「中君夫天下第一武者也、合戦・夜討・馳射・待射・照射・歩射・騎射・笠懸・流鎧馬・八的・三々九・手銃等上手也、或被甲冑、帶弓箭、受干戈、用_一太刀_一、靡_一簇築_一盾、張_一陣從_一兵之計_一、寔与_一天之道_一也、手聞_一心猛_一、每_一臨_一合戦_一之庭_一常得_一勝負_一之名_一、至_一于会稽_一之時_一、未_レ取_一屬降_一之思_一、具_一養由_一之弓能_一、有_一解鳥_一之鞞德_一、寔可_レ謂_一一人当千_一、不_レ知_一姓名_一、字元、名勲藤次云々、」
- 23 養由は養由基。なお、養由・解鳥はともに『将門記』の平良兼の軍勢が合戦の準備が整っていることを表す際の描写にもみえる。
- 24 なお日本においても、時代が下ると、扱いが困難な弓射は使用が減る。
- 25 注7参照

参考文献

- 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』、東京大学出版会、1985。
- 同『古代国家と軍隊』、中公新書、1975。
- 佐々木恵介『『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運営』（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、1993）。
- 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」〈史学研究〉199、1993。
- 同「王朝国家期における近衛府大将の役割」〈松江工業高等専門学校研究紀要〉36、1993。
- 近藤好和『中世的武具の成立と武士』、吉川弘文館、2000。
- H・サイドボトム『ギリシャ・ローマの戦争』（吉村忠典・沢田典子訳、岩波書店、2006）。